

平成 2 6 年 第 3 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 6 年 2 月 1 2 日（水）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員	上野操
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二
	指導室事務係長	寺内明彦

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

	開 会 時 刻 午後 1 時
松原委員長	<p>ただいまから、平成 26 年第 3 回教育委員会定例会を開催します。本日は傍聴の方がおりませんので、すぐ案件にいきたいと思います。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。</p> <p>本日は尾上委員と浅野委員にお願いします。</p> <p>日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、陳情第 1 号を審議いたします。はじめて付議されるものですので、事務局に陳情文の朗読をお願いいたします。</p>
柴田 教育推進課長	<p>陳情第 1 号、教育委員会資料、傍聴者へ配布実施の陳情につきまして、お手元に陳情書をお配りさせていただきました。これにつきましては以前、平成 25 年の第 11 号陳情という形で出されまして、皆様にご審議をいただいた中で、12 月 19 日の段階でご本人から取り下げがございました。</p> <p>前回の取り下げを受けまして、内容を変更して、また改めて今回、陳情として出されたものでございます。</p> <p>〔陳情文朗読〕</p>
委 員 長	<p>ありがとうございました。前回の 11 号ですけども、ちょっと変わったという部分で新しく第 1 号は出されました。このことにつきまして各委員さんからご意見等あれば、お願いします。</p>
教育推進課長	<p>前回出されたものにつきましては、規則にないというような記述ですとか、江戸川区においても、もし傍聴者へ資料を閲覧するよう規則を改正しても、法律上問題がないのではないかと思います。規則に追記いただけますようお願いいたしますという願意でございました。その部分が削除されております。</p>
委 員 長	<p>質問を含めて何かご意見があれば、お願いいたします。</p>
上野委員	<p>東京都教育委員会に問い合わせたというのですけども、これは陳情者の言う通りなのではないでしょうか、東京都教育委員会。</p>
教育推進課長	<p>前回こういった議論もございましたけれども、東京都の教育委員会のほうでは傍聴者に会議資料を無料で配布しているということでございます。</p>

上野委員	<p>今度は教育委員会というのと、ここに書いてある常任委員会というのは会の性格上、傍聴者との関係の何か差異がありますか。</p>
教育推進課長	<p>こちらに書かれている常任委員会というのは、恐らく区議会の常任委員会を指しているものだろうと思います。区議会の常任委員会では陳情に関する資料については閲覧、終わった後に、希望者にはコピーを交付しているというものでございます。</p> <p>また、区議会の常任委員会につきましては、教育委員会の場では教育行政に関する執行機関、決定機関という会議の性質とは、また異なるものと思っております。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
尾上委員	<p>今のところなのですけども、常任委員会においてはということで、会議資料の閲覧が配慮されておりますと書いてありますけども、これは時によってということなのでしょうか、常にとということでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>陳情審査にかかわるものの資料の閲覧でございます。それから閲覧分は2部、委員会室内に置いてありまして、それを皆さんがファイルとして回し見をしているというものであります。</p>
尾上委員	<p>そうしますと、それを閲覧して持ち帰るということとはできないということですか。</p>
教育推進課長	<p>会議終了後に区議会事務局に申し出をして、コピーとして、1枚10円ということでの持ち帰りはできるようになってございます。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>私は配布とまではいかなくても、資料を閲覧というようなのはあったらよろしいのではないかなと思うのですが、そのときに常任委員会に準ずるといふ言い方は変かもしれないのですが、出てきた陳情に関しては閲覧を許可といたしましょうか、閲覧をやっていただくというようなのがよろしいのではないかなと思います。</p> <p>それ以外の非常に微妙なというか込み入ったところは、お見せはできない</p>

	<p>可能性はあるとは思いますが、基本的なところで見せても問題ないというようなものは、お見せするのがよろしいかなと思います。</p>
上野委員	<p>東京都の教育委員会と区の教育委員会というのは役割分担あるわけですけど、やはりちょっと違うのですかね、本質的には変わらないのですか。</p>
教育推進課長	<p>執行部に対する行政委員会としての役割としては、同等と思っております。教育行政にかかわる決定機関ということでございます。</p>
上野委員	<p>常任委員会というのは、いわばあえて言うと立法機関ですよ、その委員会ですよ。ここは立法機関ではないですものね、特殊な執行機関ですよ、そういう違いがあると思うので。</p> <p>だけど、石井委員がおっしゃるように、あえてそれで特別差しさわりがないものだったら出してもいいと思うのですが、配布回収しないということですが、それをやることについて何かあれですか、例えば手数その他がひっかかるのかなんとか、そういうことがあるのですか。</p>
教育推進課長	<p>今、委員さんのご意見の中に、例えば陳情審査にかかわるものですか、それから先ほど来お話をさせていただいております意思を決めなければならぬ政策過程のものでか議案によって性格が大分違うと思います。先ほど石井委員さんもおっしゃった分が、そのことを指していらっしゃるだろうと思いますが、議会の常任委員会も陳情審査にかかわる資料ということになってございます。そのあたりが配慮というか、そういうこともあるのかなというふうに考えております。</p>
委員長	<p>私なのですけれども、文面といいますか本文の3行目の、陳情者が会議の内容が把握しづらい状況ですというふうに書かれているのですけれども、これは個人のそういう感性的な捉え方というふうにも考えられるのではないかなと。</p> <p>ですから、これまで特に東日本大震災以降、陳情が増えてきているのでございますけれども、いろいろな背景の中で資料を新しく出したというのは、そんなにたくさんはないですよ。</p>
教育推進課長	<p>恐らくこちらで書かれている書き方からすれば、手元に会議資料がないため、会議の内容は把握しづらい状態ですという書き方をされておりますので、</p>

<p>委員 長</p>	<p>委員さん方の議論のもとになるものが手元にないことが、というふうに求め てらっしゃるだろうというふうに考えています。</p> <p>そこでそういったのが、本当に重要なのかどうかということです。確かに 親切というような観点で考えるならば、そういった添付された資料をごらん になっていただくのは一理あると思うのですが、余り、はっきり言って 意味がないのではないかなというふうに、私自身は思っています。</p>
<p>浅野教育長</p>	<p>これは前の陳情のときにも少し皆さんとお話をさせていただいて、さっき 課長のほうからも話がありましたけど、執行機関であるということと、議会 の場合はそうではないということで、議会は執行機関に対してこういう陳情 が出ていて、おれたちは賛成だと言うか言わないかの、そういう判断ですね。</p> <p>議会の関係の委員会なんかで、資料がもう少し多いことは確かです。これ はなぜかという、出てきた陳情に対して議員さんが執行部に、これはどう なっているのだとか、この根拠は何だとかと、みんな聞くわけで、それがみ んな資料になって出てきてしまうのです。</p> <p>だから、それをなかなか量的にもいろいろな意味で、議員さん自身がわか らないで聞いている資料ですから、それがないと議論が進まないというところ が確かにあるかもしれませんが、我々執行機関なので、いつもはそ うですけど、ここに出た陳情というのをやるかやらないかというのは、即我々 のやるかやらないかという、そういう責任を持っているわけで。やったほう がいいよとかそういうことではなくて、受けた以上はやるということになる ので、そういう判断をするという意味では、陳情審査として即、何ていうか な、政策形成にかかわる話だというふうになるのではないかなというふうに思 うのです。</p> <p>どこでも行政機関が政策にかかわる内容を議会に諮るまで、中身をさらけ 出してみんなに見てもらっているというのはほとんどないはずなので、ここ でもってオープンにして、陳情審査をしているだけでは、相当そのことにつ いて排除されているのではないかなというふうに思うのです。</p> <p>ですから、この間も少し話が出ましたけど、ここに出た資料が必ずしも最 終まで、案は出ていても、ここで随分修正されますよね、皆さんいろいろ意 見が生かされるので。そういうことも含めての資料ということにもなるし、 確定したものは公開されるということになりますね。</p> <p>それから、こういう議案の審議の、こういう議案の項目は告示されていま すので、既に見てくれば、何を今日やることはわかっているということがあ</p>

るので、私は相当見に来て構わないという状況も含めて、相当公開をされている委員会ではないかというふうに思っているもので。

もちろん出してもいいというのはよくわかります、出さない理由のほうが難しいのかもしれませんが、でもさっき言ったように、案件ごとに、結局これは見せるべきか見せないべきかというような判断を、やはりせざるを得なくなるということは、結構大変なことではないかというふうに思うのです。そのこと自体も中身として、委員さんも割れるかもしれないし。それであれば、基本的には今のルールの中で相当程度陳情を出されてここに来られた方が資料を見る、議案を見るということの機会は確保されているのではないかなと。その場で一緒に見られるかどうかだけの違いなのですが、でも議題なんかはその場でも確かめてくれば、今日何やるということはわかっていらっしゃるというふうに思いますし、陳情書そのものはホームページで見ることができるわけですから。

そういう意味では今の形で、余り一つ一つ、これは見せる見せないということをしていくと、かえって何というか、これは秘密会でやりますとか政策形成にかかわるのを秘密会で今やっているわけですから、そういう要素が多くなってきて、かえって情報を狭めることにもつながりかねないのではないかなということを含めて、私は今の形が基本でいいのではないかと考えています。

もし、さらに公開を進めるにしても、少しやり方は、よく慎重に決めたほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども。この陳情そのものを受けますということになると、必要に応じとは書いてありますが、受け取るほうからいえば、その場で見せてもらえるというふうに基本は、そういうふうに受けとめられると思うので。

だから、見せるものと見せないものがあるということを用意するのであれば、我々自身も今、秘密会にするとか何か判断をしながらやっているわけですから、そういう判断を今の情報公開のことを前提にして、これからもやっていけば、できる限り皆さんにわかりやすい形にして、秘密会になるべくしないという方向にすればいいのではないかなというような思いがありますけど。

これを受けるとすれば、よく慎重に、その辺の判断をしてから方法を決めて、回答したほうがいいのではないかなというふうに思います。

石井委員

今、教育長がおっしゃった必要に応じというところは、実は私も文言としては気になっているところでして、この必要に応じというのは、陳情者の方の必要に応じなのか、こちらが必要と思うものを必要に応じというのかで、

委員 長	<p>多分、全然解釈が違ってまいりますので。</p> <p>そういう意味では、この陳情書を、そのものを採択するというようなところでは考えないといけない言葉かなとは感じています。</p> <p>全部の会議資料を、そこに置いておいてくださいと言っているわけですよ。</p>
教育推進課長	<p>今おっしゃるとおりで、この必要に応じという捉え方だと思います。陳情者から見た必要に応じですから、恐らくは前提が、全部出るとかということ、まず考えていらっしゃるのだと思います。ぜひとも開かれた教育委員会となりますよという枕詞があって、必要に応じという言葉が続いておりますので、恐らく、これは私の推測になってしまいますけども、陳情者としては全部出るとか出ないのかというのも前提で、必要に応じという言葉が使われているのではないかとこのように考えております。</p>
上野 委員	<p>大体教育長と考え同じなのですが、ただ私の質問からおわかりいただけたと思うのですが、執行機関ですから、だから、こういう資料を配布回収もしない、そういう資料を出すべきだという義務はないわけですよ。</p> <p>それから、ぜひとも開かれた教育委員会、現状の今までは開かれていないような印象というのはよくないと思うのです。十分開かれている教育委員会だと思いますので。</p> <p>だから、今、それを見せない委員会というのは開かれていない教育委員会だという誤解については、何らかの形で釈明しておく必要があるのではないかとこのように思うのです。</p> <p>では現実に、それではどうなのかということだったら、私は大ざっぱに、これは差し支えないなというものだったら、配付しても構わないのではないかなと思うのですが。でも一々、これは差し支えないかどうかと判断することに手間暇がかかったり、それ自体、教育委員会に諮らなくてはというようなことだと、これはまさに執行機関だからそうなり得るわけで、面倒になることだろうと思うのです。</p> <p>だけど本来からいうと、これは配布あるいは回収されないということをする義務はないと。私はそこまでの、本来必要はないと。教育長は、それ以外のことで確認しようと思えばできているのだと、それで十分開かれているのだということでしょう、そう思いますけど。</p>

委員 長	<p>解釈の仕方なのですけれども、陳情関係に対する資料という捉え方と、委員会全体に対する、今日もこういった資料があるわけなのですけど、こういったものを言っているのかというのは、ちょっとわかりづらいですね。</p>
教 育 長	<p>陳情に限ったと書いてないから、全部だと思いますけど。</p>
上 野 委 員	<p>だけであれでしょう、都の教育委員会は全部ではないでしょう、陳情に関してなのでしょう。</p>
教育推進課長	<p>東京都は会議資料として、全部配布しております。</p>
尾 上 委 員	<p>ですけど東京都の状況、今、伺いましたけども、政策過程のものとかいろいろなことあると思うのです。そういうものを傍聴の方に差し上げているかどうかというと、ちょっと疑問だなと思います。</p>
上 野 委 員	<p>そうだと思います。ただ、問い合わせたやつは持って行っていいということを書いてあげないと、その辺、都のほうとの関係で聞いてみるのも、一つだと思います。</p>
教 育 長	<p>東京都当たりでは、教育委員会出すまでには相当根回しして、決定的なものになっている可能性があります。だから、そういう公的な場に出るものはもう固まりに固まって、承認いただけますかというような形になっている可能性もあるし。だから、それだったら別に即公開されるものだから、出してもいい。</p>
上 野 委 員	<p>そこまでもう脚本ができていいるならば、その脚本に合わせて。そうだとすると、その脚本に合わせて、これは出すべきか出さないべきかと、簡単に判断できますよね。</p> <p>江戸川区の場合に、今回、今日の会議は出すべきかどうか、始まる前に本来、決めなくてはならないという。教育長と事務局だけに任せられない問題があるはずですよ。始まる前に、この傍聴資料は全部、回収されないような資料として出していいでしょうかね、どうでしょうかねというようなことを、一応諮らなくてはいいけないというようなことになると思うのです。それが、私はちょっと差し支えるのだろうかと思っています。</p>

教 育 長	江戸川区の行政委員会って、他どうしているかな。選管とか農業委員会とか何かやっている。
教育推進課長	まだ確認しておりませんので、確認しておきます。
教 育 長	選管なんかも結構選挙のやり方とか、その場で決めていく物って結構あると思うのだけど。私もあそこに1年いたけど、誰も入れた記憶ないけど。
教育推進課長	余りないですね。
教 育 長	区はさっき言いましたように、ヒアリングとか庁議とかそういう政策形成にかかわる大きな会議はありますけど、そこは外部全然入っていませんよね。あそこで固まったものが議案として議会に諮られるということですよ。
上 野 委 員	<p>私なんかもここへ来ますよね、こういう今日は議題があるということは知ってきますけど、そしてこういう資料を出されていると。それと同時に私と同じように、そこにいる人も全部見ているという場合に、ちょっと妙な感じはしますよね。</p> <p>だからその前に来て、どうでしょうか、今日の議題はこれとこれで、資料はどうでしょうかね、事務局のほうはどうですか、これはいいと思いますというような意見を聞いて、ではいいでしょうから始めるのが、本当は行政機関だと思うのです。</p> <p>しかし、こまでやる必要はないと、そうではなくても十分に情報は公開されている、その会議に対して別の目でというならば、そういうふうな回答でいいのではないかと思うのですけど。</p>
委 員 長	<p>私も教育長と同じで、十分に公開されているというような観点に立って意見を申し上げたのですが。</p> <p>では若干、各委員さんのご意見、まだ話されてはおりませんので、継続ということでもよろしいでしょうか。特にお願いしたいのは、会議資料全部を捉えていっているという観点で、そのことについてちょっと各自で考えていただきまして、次回に継続ということ、今日は先に進めてよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

委員 長	<p>では、継続ということで確認をさせていただきます。 それでは、第7号議案につきまして、内容の説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>第7号議案、江戸川区指定無形文化財の解除についてでございます。資料で、保持者の死亡届というものでお示ししております。 この方につきましては、江戸川区の指定無形文化財の第66号、工芸技術の木風呂を作成する方でしたけれども、このご本人がここでお亡くなりになったということでの申請でございます。これにつきましては、この解除ということで、死亡者の場合につきましては、このようにお諮りをした上で告示をするという、2枚目に告示の案をお示ししてございます。よろしくお願いたします。</p>
委員 長	<p>ご質問、ご意見があれば、お願いします。特によろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、原案のとおり了承といたします。 次に、第8号議案、平成25年度授業の達人表彰受賞者の決定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
浜田 統括指導主事	<p>この授業の達人は、平成17年度から始まりました。以来8年間、昨年度まで小学校48名、中学校32名、計80名選出しております。選出された先生方は、若手育成を中心に力を尽くしていただいております。 その選出に当たっては、各学校の校長先生あるいは区教育研究会の各教科部長から推薦をいただき、指導主事が授業を参観し、診断を実施しております。今年度は1月に授業診断を実施し、資料のように小学校6名、中学校1名の表彰者を候補として挙げさせていただきました。 今後、候補を決定できない場合には対象者なしというふうに昨年はいったのですが、今年度はこの7名、決定したということです。これらの結果をもとに、候補者を教育委員会として決定していただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。</p>
委員 長	<p>ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。</p>

石井委員	複数回、達人として認定される方というのはいらっしゃるのですか。
統括指導主事	1度認定されると、2度目はないということです。
委員長	では私も意見としてですけども、小学校のほうは今回は教科ということで出ているんですけど、中学校のほうは英語科だけという、こういうのはちょっと残念だなと、率直に言って。若手に影響を与えられる先生方が、これしかないのという。もっともっと出てくるような意識が各学校に、特に中学校にないと余りよくないなと。感想なのですけど。
上野委員	これはあれですか、校長が推薦するのですね。
統括指導主事	校長の名前もありましたし、区の研究部会からの部長の先生からの推薦。
上野委員	現実に今回出てきた方は誰の、校長推薦がほとんどですか。
統括指導主事	教科の方と両方あります。その際、教科でいただいた場合も校長先生に確認して、さらにこういう方ですと、ふだんもこういう方ですというのを挙げていただいております。
尾上委員	まず、この若手の人の育成ということに力を注いでという趣旨のもとということ、若手というのは30代ということでしょうか、大体。
統括指導主事	我々が想定しているのは教員になってから5年未満ということで、程度というふうに、1校目というような方々を対象に取り組んでおります。
尾上委員	皆さんおっしゃったようなことなのですけども、例えば国語科、理科科という形の中で、全体のレベルですか、そういうものを本当に押し上げるという意味では、いろいろな科目の何ていうのですか、カリキュラム別にこういう精査をするようなそういうシステムというのは、今、江戸川にはないでしょうか。 そういう科目ごとに何かそういう打ち合わせをして、いい授業をやっているね、みたいなそういう。
統括指導主事	区教研の各分に当たるものなのかなというふうに。いろいろな学校から集

	<p>まってきた、代表が授業をやって、それについてみんなで意見を言って、もっといい授業をやっていこうと、みんなでそれを分かち合っていくというそういうようなことは、区教研側になっております。</p>
尾上委員	<p>そういうところからの推薦ということではない。</p>
統括指導主事	<p>その推薦もいただいております。</p>
石井委員	<p>指導主事が推薦を受けた後で授業を1時間みっちり見ました、そのときに細かな評価項目でもって見てますよということをおっしゃいましたが、それって授業を実際にやるときにも、すごく役立つと思うのです。</p> <p>申し上げたいことは、その評価項目というのが一般の先生方が授業に対して生かせるような、そういう仕組みといいでしょうか、何かはありましようか。</p>
統括指導主事	<p>評価観点は28項目、我々持って見ていまして、授業の組み立て、導入の工夫、発問の仕方、そのような細かい項目で見えておりますが、このシートについては直接ではないですけれども、研修会等で授業の組み立て方とかというのはこういうふうにするというので、別な形で示したりとか、あるいは学校訪問行ったときにも、いろいろな指導するときにこれを活用していますので、周知はされてきているというふうに思います。これそのものではないですけれども、授業のあり方というのは指導してきております。</p>
石井委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>それでは他になければ、第8号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは次に、第9号議案を審議します。第9号議案は教育管理職の異動についてでございます。人事案件に関する案件であることから、教育委員会規則第13条によりまして秘密会として審議いたします。</p> <p>この発議に賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

委員 長	<p>〔賛成者挙手〕</p> <p>それでは賛成多数ということで、これより秘密会にさせていただきます。</p>
	<p>〔第9号議案 秘密会により審議〕</p>
委員 長	<p>それでは、日程第3にまいります。</p> <p>教育関係事務報告にまいります。それでは、教育推進課からお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>教育推進課から4点、ご報告申し上げます。</p> <p>1点目につきましては、事業名春休み展覧会、申請者関口美術館館主でございます。内容につきましては、子どもたちに芸術に触れる感性を磨いてもらう機会とするため、学生500円、小学生以下400円の入館料を、期間中は高校生以下は無料とするというものでございます。柳原義達と滝川啄史の彫刻とデッサン90点を展示するというものであります。</p> <p>同様の展示会につきましては、今回5回目の後援回数になっております。実施日時は平成26年3月15日(土)から4月20日(日)まで。会場は関口美術館本館、東館でございます。対象は一般区民で、経費につきましては一般の方が800円、大学生が500円、高校生以下が無料というものでございます。</p> <p>続きまして2点目でございます。あいさつ強調期間。申請者は江戸川区青少年育成地区委員会の会長でございます。同様の後援回数24回目、同様に江戸川区にも後援名義の使用の申請が出ております。</p> <p>事業内容につきましては、あいさつ運動を区内全域で展開し、地域の連帯感を高めながら子どもたちの健全育成を図る。区広報、教育広報、地区委員会広報などにキャンペーン記事を掲載し、各施設や町会等の掲示板にポスターを開示してもらいますということです。実施日時でございますが、平成26年4月1日から5月31日まで、区内全域で区民を対象としたものであります。後援の内容でございますが、後援名義の使用の他、教育広報ふれあいへの掲載、幼稚園・小学校・中学校でのポスター掲示となっております。</p> <p>3点目でございます。行事名、第38回わんぱく相撲江戸川区大会。申請者プロジェクトわんぱく協議会会長代理の申請でございます。同行事につきましては、教育委員会の後援名義の申請は38回目となります。同様に、区にも後援名義の申請が出ております。</p>

	<p>事業内容につきましては、国技である相撲を通じて心身の鍛練、健康増進を図る。マット土俵を用意し、学年ごとに男女別のトーナメントを行う。4年、5年、6年の優勝者は東京都大会に出場するというものでございます。実施日時は26年5月11日(日)、江戸川区の総合体育館が会場となっています。対象は区内在住・在学の小学生。後援の内容としては教育委員会の後援名義の使用でございませす。</p> <p>4点目でございます。行事名、葛西の里神楽第6回美よ志会でございます。申請者は東都葛西神楽保存会会長でございます。教育委員会の同様の後援名義につきましては6回目、同じく区にも後援名義の申請が出てございます。</p> <p>事業の目的としましては、里神楽の発表会、里神楽を次世代の方々にというものでございます。日ごろの稽古の成果を披露し、さらなる芸能伝承への意欲を喚起、将来の継承者である青少年範囲の増強と育成を図りつつ実施し、葛西の里神楽への興味関心を高めるというものです。</p> <p>実施日時でございますが、26年3月9日(日)、会場は東部フレンドホールでございます。事業の対象は一般区民、入場料無料となっております。後援の内容につきましては、教育委員会名義の使用、そして会場の事前承認、広報えどがわ掲載、チラシ配布となっております。</p>
統括指導主事	<p>指導室のほうからは行事名ひだまりコンサート、音楽で手をつなごうということで、申請者はくるーんnet代表の方です。事業目的は知的障害児及び知的障害者と保護者、関係のある団体、個人、医療、教育、生活支援等を音楽という媒体を通して結びつけ親交を深めることにより、以後お互いに手をつないでいくきっかけとすることを目的とする。</p> <p>実施日時は平成26年4月27日(日)、会場は総合文化センター小ホールでございます。経費は前売り500円、当日800円。今回4回目でございますが、前回は3年前になりますか、平成23年2月に第3回は実施しております。以上でございます。</p>
委員長	<p>合わせて5本ですね、後援名義、推進課のほうは四つ、指導室から一つということで、あわせて何かご意見、ご質問があればお願いいたします。</p>
石井委員	<p>わんぱく相撲でお聞きしたいのですが、マット土俵ということなのですが、東京都大会に出ていったときも、同じくマットの土俵なのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>東京都大会は確認してございませぬ、最後は国技館でやることは承知して</p>

	<p>いるのですけれども、東京都の大会は確認してございません。</p>
尾上委員	<p>私、このわんぱく相撲で思ったのですけども、推薦というのは学校で相撲部というのがあるところがあるのでしょうか。推薦されて子どもたちは代表になって、それから東京都大会に行くのかな。</p> <p>また、東京都大会での江戸川区の子どもたちの成績ってどんなのかなと。相撲部屋がある区なので、少しでもこういうものに対して力が入っているのかしらなんて、そんなふうに思っているのですけど、どうでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>学校を通じての推薦もありますし、個人での申し込みも受けております。</p> <p>それから成績でございますが、過去は詳しくは確認はとれておりませんが、私もスポーツ施設の館長をやっていたときに何回もこれを拝見してま</p> <p>すけども、私がいた当時は横綱になった選手が、江戸川区から。一概に相撲やっている子ということではなくて、その子は空手をやっているお子さんでした。やはり運動神経がいいというか、そういうお子さんたちが上位にいらっしゃるといことは承知しております。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>小学校で相撲クラブというのはないですね、中学校も相撲部というのはないですから。</p>
委員長	<p>クラブというのはないと思うのですが、ただ学校によっては土俵を設置した学校もありますし、そういうところではこのわんぱく相撲に向けて練習をされていると。もちろん先生方が引率をされて、みんなで応援に来ているというのが会場では見受けられます。</p>
石井委員	<p>ひだまりコンサートなのですが、先ほどのご説明で平成23年度が前回だったということなのですが、飛び飛びにやられているのでしょうか。つまり、その前も3年くらい間があいているという、そういうことなのでしょうか。</p>
統括指導主事	<p>前回は東部フレンドホールで行いました。その際にも、その前いつだったかというのが書かれておりませんので、申しわけございませんが、把握できておりません。</p>
石井委員	<p>わかりました。関連性なのですけど、少し間があいているというのは何か</p>

	理由があったのでしょうか。
統括指導主事	ちょっと把握ができていないです。
石井委員	わかりました。
尾上委員	教育推進課のあいさつ運動についてなのですけども、私はポスターであいさつ運動というのは見かけたことがあります。ですが、学校として地域全体の連帯感を高めとありますけれども、これは学校側が、この期間において、例えばこういう期間だから、こんなふうに学校でもやろうよとか、何かそういうような運動というのでしょうか、そういったことは行っているのでしょうか。ただ、こういう施設の掲示板にポスターだとかそういうことだけではなくて、運動しているかどうかというのはどうなのでしょう。
教育推進課長	これは強調期間ということになってはいますが、地区委員会の方々が中心になって、区内全体で行っていきましょうという期間でございますので、もちろん学校では通常も挨拶については、朝から校門前に先生方がお立ちになったりして呼びかけをされていると思いますけれども。特にこの期間は全体で、区挙げてということでの取り組みというふうに感じております。
委員長	他にいかがでしょうか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは、推進課と指導室の後援名義については了承といたします。続いて、指導室のほうからお願いします。
統括指導主事	卒業式のお祝いの言葉について完成しましたので、報告いたします。 小・中学校ともに努力は必ず報われると記載して入れさせていただいています。さらに中学校のほうでは、東日本大震災も入れまして、地域に貢献するようというように、そういうような話も入れさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。
委員長	ちょっと各委員さん、見ていただいて。 何かご質問、ご意見があれば、どうぞお願いいたします。

委員 長	<p>素案、ありがとうございました。</p> <p>それでは、このお祝いの言葉は了承とさせていただきます。</p> <p>次に、研究所のほうからいじめ電話相談ですか、よろしく申し上げます。</p>
統括指導主事	<p>いじめ相談についてご報告いたします。新規としまして、小学校5年生、中学校2年生の1名、1名ですが、括弧内に書かれているのは回数なので、3回というふうに相談を受けております。</p>
委員 長	<p>ありがとうございました。何かご質問、ご意見あれば、お願いします。</p> <p>他にいかがでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、いじめ電話相談については了承といたします。ありがとうございました。</p> <p>その他、何か報告事項ございますでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、以上をもちまして、平成26年第3回教育委員会定例会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後2時15分</p>